

佐賀県警察及び佐賀県公安委員会に対し、改めて不正行為の詳細及び調査結果の公表を求めるとともに、第三者機関による調査を実施することを強く要請する会長談話

佐賀県警察（佐賀県警）の科学捜査研究所（科捜研）元職員による DNA 型鑑定における不正行為（以下、「本件不正行為」という。）を巡り、福田英之県警本部長は、令和 7 年 9 月 17 日開催の県議会本会議での答弁において、さらなる実態の解明や再発防止に向けた第三者委員会の設置に関し「必要があるとは考えていない」との認識を示したとの報道に接した。また、佐賀県公安委員会の岸川美和子委員長も「第三者委員会の設置について、必要はないと考えている」と答弁したとも報じられている。

上記各答弁からは佐賀県警、佐賀県公安委員会は、いずれも本件不正行為の重大性を全く理解しておらず、本件不正行為が佐賀県警の科学捜査、ひいては佐賀県警の組織全体に対する県民の信頼を失墜させたことを軽視していると断じざるを得ず、極めて遺憾である。

民間企業であれば不祥事が発生した場合、独立の第三者委員会を設置するなどして、不祥事の原因解明のための徹底した調査を実施し、その調査結果を公表するとともに、役員による謝罪会見、役員の辞任、新たな組織編成、役員に対する損害賠償責任の追及などにより、市民からの厳しい非難に厳正に対応し、企業の信頼を回復するために必要な措置を講じるのが通常である。佐賀県警や佐賀県公安委員会の態度からは、社会に対する信頼回復に努めようとする意識は微塵も感じられない。

また、佐賀県警が、元被疑者・被告人やその弁護人であった者（以下、「元被告人等」という。）を対象とした調査を実施し、あるいは元被告人等に対し情報提供を行ったという報道は一切なされていない。そのため、元被告人等を通じて、本件不正行為が捜査や公判にどのような影響を与えたのかを検証することが不可能な状況となっている。もし佐賀県警が第三者機関による調査を実施しないのであれば、捜査や公判への影響の有無を身内だけの判断で完結させることになり、その判断の適否を事後的に第三者が検証することもできない。佐賀県警においては、その判断にやましいところがないのであれば、不正行為の詳細及び調査結果をすべて公表し、第三者機関による調査・検証を実施すべきである。

以上から、佐賀県警及び佐賀県公安委員会に対し、改めて本件不正行為の詳細及び調査結果の全部を公表し、併せて第三者機関による調査を実施することを強く求める。

令和 7 年 9 月 22 日

佐賀県弁護士会  
会長 出口 聡一郎